



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 条例

\*28 和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

(議会事務局)..... 1

### 公布された条例のあらまし

#### ◇和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

議会の常任委員会の委員の定数を改めました。(第2条関係)

総務委員会 8人 → 7人

経済警察委員会 8人 → 7人

建設委員会 8人 → 7人

文教委員会 8人 → 7人

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

## 条 例

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 5 月 17 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 28 号

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山県議会委員会条例(昭和31年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条の表総務委員会の項、経済警察委員会の項、建設委員会の項及び文教委員会の項中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。